

# 警戒レベル 5

## 命を守る 最善の行動を

実際に災害が発生した場合、町は「災害発生情報」を発表する場合があります。避難していない方は、命を守る最善の行動をとってください。

町が発表する  
避難情報が  
変わりました



「警戒レベル4 避難勧告」を発表します。  
〇〇地区の皆さんは避難してください！

## 内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が変わりました

避難情報が変わります

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害において、豪雨災害では、平成最大規模の200名を超える死者・行方不明者が発生するなど、各地で甚大な被害が発生しました。気象庁は、事前に大雨による重大な被害が発生する可能性が高まってきていることをマスコミなどを通じて広く伝え、各自治体からも避難勧告が発表されたにも関わらず、「自宅に留まったなどの理由で多くの方が亡くなりました。国は、災害発生時の危険度と行政から発表される避難勧告などを結び付け、住民が直感的に避難行動の必要性を感じ、「自分の命は自らが守る」意識をもち、自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという方針に転換しました。今回は、今年3月に改正されたガイドラインによる、避難情報の発表方法についてお知らせします。

町では、左表のとおり13カ所の指定避難所を設定しています。避難所を開設するときは、防災行政無線や町ホームページなどでお知らせしますので、早めの避難をお願いします。また、避難するときは食べ物や飲み物、着替え、タオルなどの必要なものは各自で準備してください。

### 錦江町指定避難所一覧表（13カ所）

大根占小学校体育館	池田小学校体育館	田代開発センター
錦江中学校体育館	池田地区体育館	花瀬でんしろう館
総合交流センター ※1	宿利原小学校体育館	大原小学校体育館
神川小学校体育館	宿利原地区体育館	町内の避難所 左QRコード
神川地区体育館	田代保健福祉センター	

※1：6月2日までは町中央公民館が避難所となります

# 警戒レベル 4

## 「避難勧告」の発表で すぐに避難

警戒レベル4 避難勧告を町が発表したら、住民は直ちに避難を開始します。避難指示（緊急）は、必ず発表するものではありません。地域の状況に応じて、緊急的に、または重ねて避難を促す場合に発表するものです。

# 警戒レベル 3

## 高齢者は避難 ほかの住民は避難準備

避難に時間のかかる高齢者や、その支援者、自宅周辺に危険を感じる人はこの時点で避難を開始してください。

# 警戒レベル 2

## 避難行動の確認

気象庁は、数日後に災害発生恐れがある警報を出す前段階の注意報を発表する際、警戒レベル2を発表します。ハザードマップなどから避難場所、避難経路の確認をしましょう。

## 避難指示（緊急）

災害が発生する危険性が極めて高い状態となり、緊急に避難する必要がある場合に発表。  
▶この情報が出る前に避難しましょう。逃げ遅れたり、外出することが危険だと感じる場合は、自宅内の安全な場所に移動するなどの命を守る最善の行動をとります。

## 避難勧告

災害が発生する危険性が高くなり、居住者全員が避難する段階になった場合に発表。  
▶ただちに避難しましょう。外出することが危険だと感じる場合は、自宅内の安全な場所に移動するなどの避難行動をとります。

## 避難準備情報・高齢者等避難開始

災害が発生する事が予測され、避難に時間のかかる高齢者などを、あらかじめ避難させることが必要になった段階で発表。  
▶高齢者や幼児などの避難に時間のかかる人や、その支援者は避難を始めましょう。暗くなってからの移動は危険なので、できるだけ明るいうちに避難しましょう。

# 警戒レベル 1

## 防災に関する意識を高める

気象庁は、数日後に災害発生恐れがある天候になると予測したら、警戒レベル1を発表します。以後の気象情報に注意して、災害への意識を高めましょう。

上に行くほど緊急度が高くなる

# まちづくり町民講座

## テーマ「防災」ってどんなこと？

5月28日（火）18時30分～

▶説明者 小瀧防災専門監（地域防災マネージャー）

▶場所 役場本庁2階会議室 ▶問合せ 総務課 ☎22-0511

